

(趣旨)

第1条 この規程は、建設工事の請負契約に係る入札及び建設工事の請負契約に係る随意契約のうち藤枝市財務規則（昭和52年藤枝市規則第11号）第143条第2項ただし書及び第3項ただし書を適用しない随意契約（以下これらを「入札等」という。）の執行に関し、他に定めのあるもののほか必要な事項を定める。

(入札等の執行の起案)

第2条 入札等の執行の起案書は第1号様式に、指名通知書は第2号様式に準じて作成するものとする。

2 前項の起案書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 入札執行公告の案又は入札執行通知書の案
- (2) 入札に参加させようとする者の選定案又は特命理由書
- (3) 設計図書
- (4) 予算額確認表兼調査基準価格算定資料（第3号様式）
- (5) 予算額確認表兼最低制限価格算定資料（第3号様式の2）

(決裁)

第3条 入札等の執行に係る決裁については、藤枝市専決規程（昭和45年藤枝市訓令第2号）別表第1第3号表第15節の項の規定を準用する。この場合において、別表第1第3号表中「部長」を「総務部長」と、「課長」を「契約検査課長」と、「係長」を「契約係長」と読み替えるものとする。

(設計書等の扱い)

第4条 設計金額、単価、歩掛等は、秘密扱いとし、部外に漏らしてはならない。市職員であっても直接工事に関係しない者にも同様の扱いとする。

2 秘密扱いの文書の決裁等は、原則として持ち廻りとし、その取扱い、保管には、充分注意しなければならない。

(予定価格)

第5条 予定価格は、予定価格調書（第4号様式）により極力入札直前に決定し、予定価格調書を封かんして開札場所に置くものとする。

- 2 予定価格は、入札終了後縦覧に付するまで、部外に漏らしてはならない。
- 3 予定価格は、その設計金額に応じ、入札等の執行に係る決裁権者が決定する。
- 4 予定価格調書には、決定者の職、氏名を記入し、押印（私印）するものとする。
- 5 第19条第1号の規定により随意契約の手続きを開始した場合であっても、予定価格は、開示しないものとする。

(調査基準価格)

第6条 調査基準価格は、設計金額が1件3,000万円以上の工事の入札につき定める。

- 2 調査基準価格は、予定価格を定める者が国の算定方式に準じて決定する。
- 3 調査基準価格は、入札終了後縦覧に付するまで部外に漏らしてはならない。
- 4 調査基準価格を定めた場合には、予定価格調書に調査基準価格を予定価格と併せて記載するものとする。

(最低制限価格)

第7条 最低制限価格は、設計金額が1件3,000万円未満の工事の入札につき定める。

- 2 最低制限価格は、予定価格を定める者が決定する。
- 3 最低制限価格は、入札終了後縦覧に付するまで部外に漏らしてはならない。
- 4 最低制限価格を定めた場合には、予定価格調書に最低制限価格を予定価格と併せて記載するものとする。

(苦情処理)

第7条の2 指名競争入札における指名されなかった理由又は一般競争入札における入札に参加するために必要な資格の確認がされなかった理由の説明（以下、これらを「理由の説明」という。）を求められた場合

において理由の説明を行うこととする入札及び理由の説明を求めることができる者は、次表のとおりとする。

入札の種類	理由の説明を行う入札	理由の説明を求めることができる者
一般競争入札	予定価格が3千万円以上となる見込みの入札	当該入札に係る入札参加資格確認申請書を提出した者
指名競争入札	予定価格が1億円以上となる見込みの入札	(1) 当該入札が土木一式工事、建築一式工事、管工事及び電気工事である場合は、藤枝市内に本社等主たる営業所を有する者であって、かつ、指名された者と同じ等級区分に格付けされているもの (2) 当該入札が前号の工事以外の工事に係る入札である場合は、藤枝市内に営業所を有する者であって、かつ、指名された者が有する当該工事に係る工種の経営事項審査結果の総合評点を上回る総合評点を有するもの

2 理由の説明を行うか又は行わないかは、指名通知書又は入札公告に記載するものとする。

第7条の3 理由の説明を求める書面は、契約検査課で受け付けるものとする。

2 前項の場合において、契約検査課長は、当該入札の工事担当課長と協議の上、書面で理由の説明を行うものとする。

3 理由の説明は、別に定めがある場合のほか、理由の説明を求める書面の提出があった日から10日以内に行うものとする。

4 理由の説明が求められた場合において、その処理が終了したときは、説明を求めた者の名称、苦情の内容及びその処理の結果を行政情報コーナーで、その処理が終了した日から1年間公表するものとする。

第7条の4 指名競争入札において指名されることが適切であるとの申出又は一般競争入札における資格の確認がされることが適切であるとの申出については、前2条の規定を準用する。

(入札等についての質問)

第8条 入札執行前に、入札参加者から入札の方法、契約締結に必要な条件、工事内容等について質問があるときは、必要な事項を入札参加者に徹底させてから入札を執行するものとする。

(入札執行者)

第9条 入札執行者は、契約検査課長又は市長が職員の中から別に指名したものとする。

(委任状の提出時期)

第10条 代理人が入札をしようとする場合には、入札執行者は、入札書の提出前に委任状を提出させ、その内容を点検しなければならない。

(工事費内訳書の提出)

第11条 入札執行者は、入札公告又は指名の通知により工事費内訳書の提出を要するとされた場合には、第1回目の入札に際し、入札参加者に工事費内訳書の提出を求めるものとする。

2 入札執行者は、前項の工事費内訳書の基礎となる詳細な積算書類について、必要に応じて提示を求めるものとする。

(入札途中での参加の禁止)

第12条 入札執行者は、入札執行を宣告した後に途中から入札に参加させてはならない。

(開札)

第13条 開札は、入札終了後、直ちにその入札場所において、職員1人以上立会いの上、入札参加者の面前で行う。ただし、電子入札システムを利用して執行する案件(以下「電子入札案件」という。)については、入札公告又は指名の通知に定める開札日時及び場所において、職員1人以上立会いの上、行う。

2 入札執行者は、入札の参加者のうち1人を指名して、入札書を読み上げる席において、その内容を確認させ、入札結果を記載した書面にその者の事業所名及び氏名を記載し、並びに押印をするよう求めるものとする。

る。ただし、電子入札案件については、開札に立会う入札者のうち1人を指名して、その内容を確認させるものとする。

3 入札執行者は、入札の参加者が入札に立会わないとき（電子入札案件を除く。）は、入札事務に関係のない職員1人以上を立会わせなければならない。

4 開札は、次条第2項の規定により無効な入札と通知された入札をした者又は第15条第2項の規定により失格と通知された者以外の中で最低の価格をもって入札した者及びその者のした入札価格を読みあげて行う。

（無効な入札の取り扱い等）

第14条 入札の無効は、藤枝市財務規則第134条第1項各号及び建設工事等競争入札心得第13条の規定に基づき入札執行者が決定する。

2 無効な入札があった場合、入札執行者は、無効の理由を入札書その他の必要な書面とともに前条第2項の規定により指名された者に示し、当該入札を無効とする旨通知するものとする。

（入札結果の通知等）

第15条 調査基準価格を設けた場合において、最低の価格をもって入札した者の入札価格が調査基準価格を下回ったときには、入札執行者は当該入札を保留し、落札者は後日決定する旨を入札の参加者に通知するものとする。

2 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る価格をもって入札した者がいたときには、入札執行者は当該入札者を失格とする旨を通知するものとする。

3 第1項に規定する場合を除き、入札結果は、落札者があるときは落札者に、落札者がいないときは入札の参加者にその旨を通知する。

（同価格者によるくじ引き）

第16条 入札執行者は、同価格の落札者が2人以上ある場合には、くじ引きを自ら辞退させ、又はくじ引きによらないで他の者を落札者と決定してはならない。

（再度入札）

第17条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないとき（第15条第1項に規定するときを除く。）は、再度の入札を行う。

（再度入札の失格者）

第18条 入札執行者は、藤枝市財務規則第134条第1項第1号、第2号、第4号から第9号まで及び第12号及び建設工事等競争入札心得第13条の規定に基づき無効とされた入札をした者、調査基準価格を下回る入札をし、調査の結果失格とされた者及び最低制限価格を下回る入札をしたため失格とされた者を、再度の入札に参加させてはならない。

（入札回数）

第19条 入札は、原則として2回を限度とする。

（随意契約）

第20条 再度の入札を行った結果、落札者がいない場合において、入札価格と予定価格との差が小額であり、かつ、入札執行者が、随意契約が可能であると認める入札があったときは、入札執行者は当該入札をした者（以下「最低価格者等」という。）と随意契約の手続きを開始することができる。

2 入札執行者は、前項の規定により随意契約の手続きを開始した場合において、必要に応じて工事担当課と最低価格者等との間で設計内容等について検討を行わせ、最低価格者等から見積書を徴し、その見積額が、予定価格の範囲内である場合は、契約を締結するものとする。ただし、見積書を徴する回数は、2回を限度とする。

（入札参加者の辞退等）

第21条 指名競争入札における入札参加者が入札参加を辞退した場合等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 入札に参加しようとする者が1人の場合には、当該入札の執行を中止する。
- (2) 入札に参加しようとする者が2人以上の場合には、当該入札を執行する。
- (3) 入札書を提出した者が1人の場合には、当該入札は中止する。

2 一般競争入札においては、前項第1号又は第3号に規定する場合においても入札を執行する。

(指名替え等)

第22条 指名競争入札を執行した結果、次に掲げる理由により、契約の相手方が定まらなかったときには、設計を変更することなく新たな指名競争入札を執行する。ただし、新たな指名競争入札の参加者とする者は、既に執行され、契約の相手方が定まらなかった指名競争入札の参加者であった者であってはならない。

- (1) 入札執行者が第20条第1項の規定による随意契約の手続きを開始しないこと。
- (2) 第20条第2項に規定する場合において、最低価格者等が見積書を提出しないこと又は最低価格者等から徴した見積書の見積価格が予定価格に達しないこと。

2 設計の誤謬により、入札の執行が延期又は中止された場合には、当該延期又は中止された入札の参加資格の認定を受けた者又は指名を受けた者を訂正後の設計に基づく入札の参加者とするよう適切な措置を講ずるものとする。ただし、当該延期又は中止された入札の参加資格の認定を受けた者又は指名を受けた者を訂正後の設計に基づく入札の参加者とすることが著しく妥当性を欠く場合にはこの限りでない。

(追加指名)

第23条 指名競争入札において、入札に参加しようとする者又は入札書を提出した者(この条において、これらの者を「応札者」という。)が1人のために入札を中止した場合は、応札者及び応札者以外の者(当該中止された入札に参加させる者として指名された者を除く。)を入札に参加させる者として指名を行った上で、新たな入札を執行する。

(異議申立の却下)

第24条 入札執行者は、入札終了後の異議のうち仕様書、設計書、図面、契約書式、現場及び建設工事等競争契約入札心得(平成13年藤枝市告示第38号)についての不明を理由としたものは却下しなければならない。

(入札関係資料の公表)

第25条 すべての入札等について、入札等の件名、工事場所、入札等の場所及び入札等の日時を記載した書面を、その入札等の公告又は通知をした日から入札等の執行日まで契約検査課契約準備室において縦覧する。

2 すべての入札等について、次に掲げる事項を記載した書面を入札等の執行終了後遅滞なく当該入札執行日の属する年度以後3年間行政情報コーナーにおいて縦覧する。ただし、第8号及び第9号については定めた場合に限る。

- (1) 入札等の件名
- (2) 履行場所
- (3) 入札等の日時及び場所
- (4) 入札等に参加した者
- (5) 契約の相手方となった者
- (6) 入札等に参加した者の各回の応札価格又は見積価格
- (7) 入札等の予定価格
- (8) 調査基準価格
- (9) 最低制限価格

3 低入札価格調査を実施し、調査が終了した場合には、その調査結果の概要に関し、次の事項を遅滞なく縦覧する。この場合において、公表の期間及び場所については前項の規定を準用する。

- (1) 当該入札価格で入札した理由
- (2) 調査対象工事場所付近における手持ち工事の状況
- (3) 調査対象工事に関連する手持ち工事の状況
- (4) 調査対象工事場所と入札者の事業所、倉庫等の関連
- (5) 手持ち資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持ち機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名(低入札価格調査の対象となったものに限る。)及びその発注者

(10) 前号の工事に係る工事成績

(11) 前各号に掲げる事項のほか、調査結果に対する発注者の所見その他必要と認められる事項

4 等級区分への格付けを実施した場合には、遅滞なく等級区分の基準を当該格付けが有効な期間中行政情報コーナーにおいて縦覧する。

5 第2項の規定にかかわらず、入札等を執行した結果、契約の相手方が決定しなかった場合においては、同項第5号、第7号、第8号及び第9号の事項については縦覧しない。

(業務委託契約への準用)

第26条 この規程は、建設工事に付随する業務委託契約における入札等に準用する。ただし、第7条の2、第7条の3及び第7条の4並びに調査基準価格及び最低制限価格に関する規定を除く。

2 前項の場合において、第3条中「第15節」とあるのは「第13節」と読み替える。

#### 附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月12日訓令2）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月15日訓令1）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月22日訓令2）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年8月18日訓令18）

この訓令は、平成18年9月1日から施行する。ただし、この訓令の施行前に入札の公告又は入札の執行を通知した入札については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月23日訓令10）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月16日訓令7）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成21年3月6日訓令1）

この訓令は、令達の日から施行し、平成21年4月1日以後に入札の公告若しくは入札執行の通知をした入札又は見積合わせの通知をした見積合わせから適用する。

附 則（平成21年10月1日訓令16）

この訓令は、令達の日から施行する。ただし、この訓令の施行前に入札の公告をし、又は入札の執行を通知した入札については、なお従前の例による。

附 則（平成24年5月7日訓令15）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成25年12月16日訓令16）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。ただし、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。以下「法」という。）附則第5条第3項に規定する指定日（平成25年10月1日）から法附則第2条に規定する施行日（平成26年4月1日）の前日までに締結した契約で、施行日（平成26年4月1日）以後に契約書記載の目的物の引渡しが行われるものに限り、平成25年12月25日から適用する。

附 則（平成26年3月20日訓令19）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日訓令6）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成26年8月13日訓令11）

この訓令は、平成26年9月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

							依頼番号	第	号		
設計図書承認伺 (入札・見積合せ執行依頼書)			起案者							課 係	
			決裁	年 月 日			起案	年 月 日			印
工事(業務)担当課		部長	課長	係長	予算執行課	部長	課長	係長			
課					課						
一般会計 特別会計	款	項	目	事業1	事業2	事業3	節	細節	市単独事業 国・県補助事業 繰越明許費 債務負担行為		
	予算金額は、別添のとおり										
発注者											
建設工事名											
委託業務の名称											
建設工事場所											
施行箇所											
工種名 土木一式工事・建築一式工事・管工事・電気工事・その他( )											
設計概要											
予定工期 予定履行期間		着手		契約締結の日から7日以内							
		完成(完了)		年 月 日							
契約の方法		一般競争入札				随意契約					
		指名競争入札									
入札執行 見積合せ執行 伺い			起案者							課 係	
			決裁	平成 年 月 日			起案	年 月 日			印
市長	副市長	副市長	部長	課長	係長	合議			入札番号		
入札等執行の日時及び場所		年 月 日 午前・午後 時 分									
		会議室									
入札保証金											
契約保証金											
最低制限価格の有無及びその理由		有・無(有る場合の理由)									
低入札調査基準価格の有無		有 ・ 無									
前払い金		建設工事請負(業務委託)契約約款第34条による									
部分払い		建設工事請負契約約款第37条による									
適用法令		地方自治法施行令第167条第 号、同令第167条の2第1項第 号									
指名業者		別添のとおり			入札参加資格		別添のとおり				
指名等審査委員会		年 月 日			指名業者選定部会		年 月 日				

様

藤 枝 市 ○ ○ 課 長

入札・見積合せの執行について（通知）

下記のとおり入札・見積合せを執行しますからお知らせします。

記

建設工事名・建設工事場所・入札、見積番号・発注者			
仕様書設計書及び図面等を示す日時場所	年 月 日		
入札・見積日時	年 月 日		
入札・見積場所			
最低制限価格		調査基準価格	
入札保証金			
契約保証金	納付（ただし、請負代金額が300万円未満の場合は免除）		
前払金			
部 分 払	①請負代金額 100万円以上 500万円未満 1回以内 ②請負代金額 500万円以上 1,000万円未満 2回以内 ③請負代金額 1,000万円以上 5,000万円未満 3回以内 ④請負代金額 5,000万円以上 4回以内		
工 期	着手・契約締結の日から7日以内 完成・		
契約書作成	請負代金額が300万円以上の場合・・・要		
工程表の提出	要	工事工程月報の提出	別途指示による
現場代理人及び技術者の氏名の通知方法	書 面		
工事カルテ（CORINS）登録	請負代金額が〇〇万円以上の場合・・・要		
そ の 他	1 代理人が入札・見積合せをする場合は必ず委任状を提出すること。 2 印鑑を持参すること。 3 この通知書は、入札・見積合せの当日必ず持参すること。 4 落札決定（決定）に当たっては、入札書・見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、入札者又は見積者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書・見積書に記載すること。 5 入札及び見積合せにあたっては、独占禁止法等に抵触する行為を行ってはならない。 6 建設工事等競争契約入札心得を熟読のこと。 7 入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出することにより参加しないことができる。 8 調査基準価格を定めた入札において、調査基準価格を下回る入札があった場合には、開札場所においては落札者の決定を保留し、その価格について調査の上落札者を決定する。 9 上記8の結果については、後日入札参加者に口頭又は書面で通知する。 10 第1回目の入札に際して、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出しなければならない。		

様

藤 枝 市 ○ ○ 課 長

入札・見積合せの執行について（通知）

下記のとおり入札・見積合せを執行しますからお知らせします。

記

委託業務の名称・施行箇所・入札、見積番号・発注者			
仕様書設計書及び図面等を示す日時場所	年 月 日		
入札・見積日時	年 月 日		
入札・見積場所	年 月 日		
最低制限価格	無	入札保証金	
契約保証金			
前払金の有無			
前払金額	30%以内額を限度とする。		
履行期間	着手・契約締結の日から7日以内 完了・		
業務工程表の提出	要		
業務代理人及び技術者の氏名の通知方法		書 面	
業務カルテ（TECRIS）登録	業務委託料が〇〇万円以上の測量・設計・土質調査・・・要（監督員の指示に従うこと。）		
そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 代理人が入札・見積合せをする場合は必ず委任状を提出すること。</li> <li>2 印鑑を持参すること。</li> <li>3 この通知書は、入札・見積合せの当日必ず持参すること。</li> <li>4 落札決定（決定）に当たっては、入札書・見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、入札者又は見積者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書・見積書に記載すること。</li> <li>5 入札・見積合せにあたっては、独占禁止法等に抵触する行為を行ってはならない。</li> <li>6 建設工事等競争契約入札心得を熟読のこと。</li> <li>7 入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出することにより参加しないことができる。</li> </ol>		



予算額確認表兼調査基準価格算定資料

(建設工事名 )

<b>予算額確認表</b>	
予 算 金 額	円
設 計 金 額	円
※	

(注)

- 1 この表は、調査基準価格の有無にかかわらずすべての入札・見積合せ（最低制限価格対象は除く。）について作成し、設計図書承認伺（入札・見積合せ執行依頼書）に添付すること。
- 2 工事担当課においては、建設工事名、予算金額及び設計金額の項を記載し、※印の項は記載しないこと。

1	直接工事費の10分の9.5の額 (A)	円
	共通仮設費の10分の9の額 (B)	円
	現場管理費の10分の8の額 (C)	円
	一般管理費の10分の5.5の額 (D)	円
	(A) + (B) + (C) + (D) の額	0円
2	予定価格の10分の7の額 (消費税を含まない金額)	円
3	予定価格の10分の9の額 (消費税を含まない金額)	円

(注)

- 1 設計金額が3千万円以上の工事について、表の1の部分の項目を工事担当課で記載し、入札執行依頼書に添付すること。
- 2 1円未満の金額については、切り捨てること。
- 3 表の2及び3の部分については決裁権者において使用するもので、工事担当課では記載しないこと。
- 4 この資料は、調査基準価格決定後直ちに廃棄すること。

予算額確認表兼最低制限価格算定資料

(建設工事名 )

<b>予算額確認表</b>	
予 算 金 額	円
設 計 金 額	円
※	

(注)

- 1 この表は、最低制限価格にかかわる入札・見積合せについて作成し、設計図書承認伺い（入札・見積合せ執行依頼書）に添付すること。
- 2 工事担当課においては、建設工事名、予算金額及び設計金額の項を記載し、※印の項は記載しないこと。

1	直接工事費の10分の9.5の額 (A)	円
	共通仮設費の10分の9の額 (B)	円
	現場管理費の10分の6の額 (C)	円
	一般管理費の10分の2の額 (D)	円
	(A) + (B) + (C) + (D) の額	0円
2	予定価格の10分の7.5の額 (消費税を含まない金額)	円
3	予定価格の10分の8.2の額 (消費税を含まない金額)	円

(注)

- 1 設計金額が3千万円未満の工事について、表の1の部分の項を工事担当課で記載し、入札執行依頼書に添付すること。
- 2 1円未満の金額については、切り捨てること。
- 3 表の2及び3の部分については決裁権者において使用するもので、工事担当課では記載しないこと。
- 4 この資料は、最低制限価格決定後直ちに廃棄すること。
- 5 解体工事においては、他の工事と異なり廃棄物処理（マニフェスト）により契約の適正な履行を確保することが可能であり、建設工事による品質確保が問われることはないため、解体工事に係る最低制限価格は設定しないものとする。

